

佐賀県告示第八十五号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程（平成十年佐賀県告示第六百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

題名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第二十九条第二項及び第四十四条第三項」を「第三十条及び第五十六条（同法第六十二条において準用する場合を含む。）」「に、「閲覧」を「閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）」「に改める。

第二条の見出しを「（閲覧等の時間）」に改め、同条中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第三条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「法第二十九条第二項及び第四十四条第三項の規定による閲覧」を「閲覧等」に改める。

第四条を次のように改める。

（閲覧等の場所以外における閲覧等の禁止）

第四条 事業報告書等の閲覧等をする者は、閲覧等の場所以外の場所で事業報告書等の閲覧等をしてはならない。

第五条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「閲覧を」を「閲覧等を」に改め、同条第三号中「閲覧場所の」を削る。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。